

# 食品等輸入届出書の記入例及び記入方法

- 食品等輸入届出書は共通部と欄部に分かれています。
- 食品等輸入届出書の共通部（(1)から(21)まで）の記載につき、最大欄7欄（7品目）まで記入して届出できます。
- ※令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、押印及び署名は不要となりました。

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿 輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)

(1) 届出受付番号 ※1		(2) 氏名	
(3) 届出種別 事前・一般・計画輸入		住所	
(4) 輸入者コード		(電話番号)	
(5) 生産国コード		(6) 輸入食品衛生管理番号	
(7) 製造者名、住所・コード			
(8) 製造所名、住所・コード			
(9) 輸出者名、住所・コード			
(10) 包装者名、住所・コード			
(11) 積込港コード		(12) 積込年月日	
(13) 積卸港コード		(14) 到着年月日	
(15) 保管倉庫コード		(16) 輸入年月日	
		(19) 届出年月日	
(17) 貨物の記号及び番号		(20) 事故の有無及びある場合はその概要 無・有	
(18) 船舶又は航空機の名称及び種名		(21) 輸出者コード	

  

1	(22) 貨物の別 食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回(F)・継続(C)・更新(U)	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料コード	
(24) 品目コード		貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード			
(27) 積込重量	kg		
(28) 用途・コード		※2	
(29) 包装種類・コード		※2	
(30) 登録番号1			
(31) 登録番号2			
(32) 登録番号3			
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード			
(37) 備考	届出押印※1		

※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。  
 ※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限る。貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。  
 ※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。

22	(22) 貨物の別 食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回・継続・更新	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料コード	
(24) 品目コード		貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード			
(27) 積込重量	kg		
(28) 用途・コード		※2	
(29) 包装種類・コード		※2	
(30) 登録番号1			
(31) 登録番号2			
(32) 登録番号3			
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード			
(37) 備考			

  

22	(22) 貨物の別 食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回(F)・継続(C)・更新(U)	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料コード	
(24) 品目コード		貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード			
(27) 積込重量	kg		
(28) 用途・コード		※2	
(29) 包装種類・コード		※2	
(30) 登録番号1			
(31) 登録番号2			
(32) 登録番号3			
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード			
(37) 備考			

**共通部の記入方法**

- (2) 輸入者の氏名及び住所：輸入者の氏名、住所及び電話番号を記入。法人の場合は、法人名称、責任者の役職名、責任者氏名、法人所在地、及び電話番号を記入。
- (3) 届出種別：事前…貨物到着予定日の7日前から貨物到着前までに届出する場合  
一般…貨物到着後に届出する場合
- (4) 輸入者コード：【左詰めで記入】  
法人の場合…法人番号(13桁)、又はJASTPROコード(12桁)  
個人の場合…税関発給コード、JASTPROコード、又は空欄(コードの無い場合)  
※マイナンバー(個人番号)を記入する欄ではありません。
- (5) 生産国及びコード：生産地(国名又は地域名)を記入。
- (7) 製造者名、住所及びコード：製造者名及びその住所を英数字で記入。
- (8) 製造所名、住所及びコード：製造者名及びその住所を英数字で記入。
- (11) 積込港及びコード：船舶に積み込んだ海港名又は航空機に積み込んだ空港名を記入。
- (12) 積込年月日：船舶又は航空機に積み込んだ年月日を記入。
- (13) 積卸港及びコード：船舶から積み卸した海港名又は航空機から積み卸した空港名を記入。
- (14) 到着年月日：海港又は空港に到着した年月日を記入。
- (15) 保管倉庫及びコード：保管されている倉庫名又は保管場所名及びその所在地を記入。
- (16) 搬入年月日：保管場所への貨物の搬入が終了した年月日を記入。
- (17) 貨物の記号及び番号：貨物の外装に表示されている記号、番号等を記入。船舶貨物の場合はB/L番号を併記。
- (18) 船舶又は航空機の名称又は便名：貨物を搭載してきた船舶の名称又は航空機の便名を記入。
- (19) 届出年月日：食品等輸入届出書を提出する年月日を記入。
- (20) 事故の有無及びある場合はその概要：貨物に関する事故の有無及びあるときはその概要を記入。  
※事故がある場合は届出する検疫所に連絡してください。
- (21) 提出者及びコード：食品等輸入届出書を提出する者が輸入者と異なる場合は、提出者の氏名(法人の場合は法人名及び担当者名)及び電話番号を記入。

(L) おもちや  
○ 記入例の赤字部分はすべて記入してください。  
○ 水色部分は業務コード集(NACCS掲示板)を見て記入してください。

**コードの記入**

※該当するコードがない場合に使用するコード  
(●●は生産国コード)

(7)製造者コード  
(8)製造所コード  
製造者(A)コード利用  
※●●ZZ9999

**業務コード集(NACCS掲示板)**  
はこちらから



**食品等輸入届出書**

厚生労働大臣 殿 輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)

(1)届出受付番号 ※1	検査所使用欄	(2)氏名	株式会社○○○○
(3)届出種別	事前 一般 計画輸入	代表取締役	厚労 検疫太郎
(4)輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	住所	神奈川県横浜市中区新港1丁目6番1号
(5)生産国・コード	●● 【国名】	(電話番号)	045-212-1313
(7)製造者名、住所・コード	●●ZZ9999	(6)輸入食品衛生管理者登録番号	
(8)製造所名、住所・コード	●●ZZ9999		
(9)輸出者名、住所・コード			
(10)包装者名、住所・コード			
(11)積込港・コード	●●ABC 【地域名英名】	(12)積込年月日	2026年2月14日
(13)積卸港・コード	A A A 【港、空港名】	(14)到着年月日	2026年2月20日
(15)保管倉庫・コード	4 A B C 1 【倉庫名】	(16)搬入年月日	2026年2月21日
(17)貨物の記号及び番号	N/M B/L No. 123ABC4567890	(19)届出年月日	2026年2月22日
(18)船舶又は航空機の名称又は便名	【船名、航空機名】	(20)事故の有無及びある場合はその概要	無・有
(21)提出者・コード			
(22)貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装 おもちや	(33)衛生証明書番号	
(23)継続の別	初回(F)・継続(C)・更新(U)	(34)貨物が加工食品である場合は原材料・コード	KPS、KPC、KPZ
(24)品目コード	L 5 7 9 9 9	貨物が器具、容器包装又はおもちやである場合はその材質・コード	ポリスチレン、ポリカーボネート、その他塗膜(アクリル)
(25)品名	乗物(ゼン、電)：材質組合/その他塗膜	(35)貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード	※2
(29)包装種類・コード	K P E  ポリエチレン	貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード	※2
(30)登録番号1		(いづれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	
(31)登録番号2			
(32)登録番号3			
(36)貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード			
(37)備考	品番：□□-○○ 品名：ミニカー	届出済印※1	検査所使用欄

<注意>  
※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。  
※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているもの限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。  
※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。

(L) おもちゃ  
 ○ 記入例の赤字部分はすべて記入してください。  
 ○ 水色部分は業務コード集(NACCS掲示板)を見て記入してください。

欄部の記入方法

コードの記入

欄部の記入例

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿 輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)

(1) 届出受付番号 ※1 検疫所使用欄 (2) 氏名 株式会社○○○○  
 代表取締役 厚労 検疫太郎  
 住所 神奈川県横浜市市中区新港1丁目6番1号  
 (電話番号) 045-212-1313

(3) 計画輸入 (4) 国名 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2 | 3

(5) 輸入食品衛生管理者登録番号

(7) 製造者名、住所・コード ●●Z|Z|9|9|9|9 △△△△Co.,LTD.  
 123-45,XXX XXXX,●●

(8) 製造所名、住所・コード ●●Z|Z|9|9|9|9 □□□□Co.,LTD.  
 987-10,XXX XXXX,●●

(9) 輸出者名、住所・コード

(10) 包装者名、住所・コード

(11) 積込港・コード ●●A|B|C 【地域名英名】 (12) 積込年月日 2026 年 2 月 14 日

(13) 積卸港・コード A|A|A 【港、空港名】 (14) 到着年月日 2026 年 2 月 20 日

(15) 保管倉庫・コード 4|A|B|C|1 【倉庫名】 (16) 搬入年月日 2026 年 2 月 21 日  
 横浜市○○区△△1-2-3 (19) 届出年月日 2026 年 2 月 22 日

(17) 貨物の記号及び番号 N/M (20) 事故の有無及びある場合はその概要 無・有  
 B/L No. 123ABC4567890

(18) 船舶又は航空機の名義又は便名 【船名、航空機名】 (21) 提出者・コード

1	(22) 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装 おもちゃ	(23) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別		初回(F)・継続(C)・更新(U)	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料・コード	KPS、KPC、KPZ
(24) 品目コード		L 5 7 9 9 9 9	貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	ポリスチレン、ポリカーボネート、 その他塗膜(アクリル)
(25) 品名		乗物(ゼン、電)：材質組合/その他塗膜		
(26) 積込数量・コード		10 CT		
(27) 積込重量		50.00 kg		
(28) 用途・コード		1 小売り用	(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード	※2
(29) 包装種類・コード		K P E ポリエチレン	貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード (いづれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	※2
(30) 登録番号1				
(31) 登録番号2				
(32) 登録番号3				
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード				
(37) 備考		品番：□□-○○ 品名：ミニカー	届出済印※1 検疫所使用欄	

業務コード集(NACCS掲示板) はこちらから



(24)品目コード Lから始まるコード利用

(26)積込数量コード CT：箱数 PS：個数

(28)用途コード 1：小売り用 2：製造原料用 3：展示会用 9：その他(具体的に記入)

- (23) 継続の別：初回(F)…輸入者が本邦初輸入の場合  
 継続(C)…過去に届出した実績があり、有効期間内の自主検査実績がある場合  
 更新(U)…過去に届出した実績があり、当該貨物で自主検査を更新する場合  
 過去に届出した実績があり、自主検査を実施していない場合は空欄。
- (25) 品名：商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入。商品名、品番等は(37)備考に記入。
- (26) 積込数量及びコード：貨物の個数を記入。
- (27) 積込重量：貨物の正味重量(Net Weight)をkg単位で、小数点以下2桁まで記入。
- (28) 用途及びコード：具体的な用途、使用目的等を記入。
- (29) 包装種類及びコード：食品等に直接触れる容器包装について具体的な材質を記入。
- (34) 材質及びコード：貨物がおもちゃの場合は材質を記入。
- (37) 備考：商品名、品番等を記入。  
 (23)で初回(F)以外の場合は、初回届出時又は前回届出時の届出受付番号を記入。  
 ※備考欄の使い方は 備考欄記載事項一覧(NACCS掲示板) に示されていますのでご確認ください。

※輸入食品の監視・指導の状況により、上記以外の事項について確認のうえ記入いただく場合があります。

<注意>  
 ※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。  
 ※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限る。貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。  
 ※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。